

地域支援・医薬品供給対応体制加算、一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

現在、一部の医薬品について入手困難な状況が続いておりますが、一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

また、医薬品の処方変更等に関して適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

医薬品の供給状況等により治療計画の見直しや薬剤等を変更する場合には、事前にご説明の上対応します。

ご不明な点等は、主治医または病院職員にお尋ねください。

県立磐井病院長